

中小企業向けダイバーシティ経営推進事業企画運営等業務仕様書

1 業務名

中小企業向けダイバーシティ経営推進事業企画運営等業務

2 業務の背景及び目的

(背景・課題)

本市では、成長戦略の一環として位置付けられる「ダイバーシティ経営」(人的資本経営と重なる概念)の推進が、人材不足の解消にも資する重要な取組であり、中小企業こそ積極的に取り組む必要があると考えており、仙台「四方よし」企業制度(※1)等により取組みの推進を図っているところである。

また、国においても、「ダイバーシティ・コンパス」や「ダイバーシティ経営診断ツール」などを作成・公表し、企業のダイバーシティ経営推進を後押ししている。

しかしながら、市内においては、こうした経営を実践するロールモデル的企业が少なく、全体として取組みが十分に進んでいないのが実情である。また、「ダイバーシティ経営」が単に人権やCSRの問題、あるいは特定属性の優遇・雇用促進と捉えられがちであり、経営戦略としての価値が十分に理解されていないこと、自社で取組を進めるうえでのヒントやきっかけが不足していることも課題であると認識している。

(目的)

本業務は、多様な人材が能力を最大限に発揮できる機会を提供することにより、イノベーションや価値創造を促進するダイバーシティ経営を推進し、市内中小企業の競争力を強化するとともに、仙台「四方よし」企業制度への取組を促進することを目的とする。

(※1) 仙台「四方よし」企業制度については下記 URL 参照

<https://www.city.sendai.jp/kezai-chose/kurashi/machi/kezaikoyo/koyo/hyousyou/002.html>

3 業務内容

- ・受託者は、上記2の目的を達成するため、下記に定める業務を総合的に企画・運営するものとする。
- ・本事業は、本市が令和6年度より実施している「地域中核企業輩出支援パッケージ(※2)」に含まれていることから、その趣旨を踏まえた効果的かつ効率的な方法・内容を提案すること。

(※2) 地域中核企業輩出支援パッケージについては下記 URL 参照

https://www.city.sendai.jp/chiikikeizaisaisei/chukaku/package_r6.html

- ・(1)～(3)で作成した取材記事及び企画の実施内容は本市ホームページ及びWebサイト「SENDAI CORE COMPANY」(<https://www.sendai-core-company.jp/>)等において内容を掲載するため、成果物をワード、画像データ、HTML形式等で本市に提出すること。
- ・(1)～(3)については、実施内容・実施時期・回数・対象者等の具体的な企画内容と、それらの取組により期待される短期的効果及び中長期的効果を提案書に盛り込むこと。

(1) ダイバーシティ経営に係る意識醸成・普及啓発

市内中小企業の経営者が、ダイバーシティ経営を「経営戦略」として認識し、その価値や必要性を

理解することを目的とし、以下の取組を実施する。

①意識醸成・普及啓発に資する企画の実施

- ・本業務の目的達成に資する取組を企画・実施すること。企画については、市内企業の関心を喚起し、ダイバーシティ経営について、市内企業が自らの事業と結び付けて理解できるような内容とすること。

②ロールモデル企業の取材記事作成

- ・域外のロールモデルとなる先進企業 3 社以上に対し取材を行い、現場から得られる具体的な知見や経験を含めた広報記事を作成すること。作成した記事は、本市が本市ホームページ及び Web サイト「SENDAI CORE COMPANY」に掲載することを想定しているが、受託者の提案によりさらなる広報を行うことも可とする。
- ・先進企業の取組を紹介する際には、現場から得られる具体的な知見や経験を盛り込むこと。また、企業の選定にあたっては、ロールモデル性を重視し、市内企業にとってのモデルケースとして活用可能な視点を持つこと。
- ・取材数、取材先の選定、掲載内容については受託者が提案し、本市と協議・調整の上で決定するものとする。
- ・記事作成に係る交通費等はすべて本業務の委託料に含めるものとする（ただし、本市職員が同行する場合の交通費は本市が別途負担する）。

(2) ダイバーシティ経営の実践に向けた取組

- ・(1) の意識醸成・普及啓発を踏まえたうえで、市内中小企業の経営者が、自社におけるダイバーシティ経営の導入・実践の方向性を持てるような取組を企画・実施すること。企業が自らの組織や業務に照らして取組の可能性を具体的にイメージできるよう、理解から行動への移行を後押しする内容とすること。
- ・(1) の取組と併せて実施しても差し替えない。

(3) 仙台「四方よし」企業制度の推進に向けた取組

- ・歴代受賞企業・宣言企業等の取組について取材を行い、記事を作成する。作成した記事は、本市が本市ホームページ及び Web サイト「SENDAI CORE COMPANY」に掲載することを想定しているが、受託者の提案によりさらなる広報を行うことも可とする。
- ・記事は最低 5 本作成することとし、取材先の選定、掲載内容については受託者が提案し、本市と協議・調整の上で決定する。
- ・記事作成に係る交通費等の費用はすべて本業務の委託料に含めるものとする（ただし、本市職員が同行する場合の交通費は本市が別途負担する）。

(4) 効果検証

- ・当初想定した短期的効果の達成状況についての検証を実施すること。
- ・中長期的に得られる効果について想定を行い、本市において継続的な効果検証が可能となるような検証手法を提示すること。

- ・上記内容を取りまとめた報告書を作成し、成果物は Word、画像データ等、本市が活用可能な形式で提出すること。

(5) 追加業務

- ・受託者は、(1)～(4)の業務に加え、本業務の目的達成に資すると判断する取組がある場合、委託費の範囲内において提案することができる。

(6) 成果物の納品

- ・提出形式は、原則として電子データによること。詳細な形式は本市と都度協議すること。
- ・提出時期は、本市と協議し決定すること。
- ・業務完了時には、事業実施報告書（A4 1部）を提出すること。
- ・その他本市が必要と認めるものを提出すること。

(7) 打合せの実施

業務の進捗確認のため、本市との打合せを実施すること。打合せでは、業務の進捗状況等を受託者より報告するものとする。

4 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当者が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

5 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 知的財産権の取り扱い及び機密保持

(1) 知的財産の取り扱い

本業務の遂行により発生した発明、創作等によって生じた特許権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、その他の知的財産権の取扱いについては、原則として以下のとおりとする。

- ・受注者は、本業務により生じた、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を発注者に譲渡し、発注者が独占的に使用するものとする。なお受注者は発注者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ・第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、受注者は著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- ・発注者は本業務の成果品の全部をホームページ、フェイスブック、プレスリリースサイトその他発注者が必要と考える媒体に掲載できるものとする。
- ・本業務の遂行に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等

の原因が専ら発注者の責に帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(2) 機密保持

受注者は、本業務により知り得た情報を業務中並びに完了後も業務に関係のない第三者に漏らしはならない。

7 その他

- ・本仕様書にないものは仙台市及び受託者の協議により定める。
 - ・提出された書類は返却しない。なお、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となる。
 - ・本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
 - ・本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後 5 年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
 - ・本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。
 - ・受託者は、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び別添「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」、「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守することとし、それらに変更があった場合は、これに適合するよう必要な措置を講じること。
 - ・個人情報の情報システム処理を行う場合は、ガイドラインに基づく外部委託審査を経る必要があることをふまえ、ポリシー「第 2 章 情報セキュリティ対策基準 (3) 情報資産の分類と管理」に適合する情報システム及びネットワークにより行うこと。
- ※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。

<http://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>

- ・受託者は、業務の内容及び範囲について仙台市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。また、打合せの内容を記録し、随時、仙台市へ提出すること。
- ・業務の進捗状況に関して、随時仙台市に報告するとともに、必要に応じ協議、調整を行うこと。
- ・本業務の一部を第三者に再委託する場合は、仙台市の承認を必要とし、本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。
- ・受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)